

# 千葉県林地開発許可審査基準の一部改正について

令和2年12月22日  
千葉県農林水産部森林課

## 1 「千葉県林地開発許可審査基準」について

森林法第10条の2第1項による林地開発の許可について、林野庁から通知された技術的助言等を参考にするとともに、本県の林地開発の実情を考慮しながら、「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」の制定に合わせ、平成22年に「千葉県林地開発許可審査基準」（以下「審査基準」という。）を制定しました。

## 2 審査基準の一部改正の理由等について

令和元年12月24日付けの林野庁長官通知「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」により、各都道府県知事宛てに太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可審査基準の技術的助言が通知され、また、これまでの違反行為の課題等を踏まえ、林地開発の適正化を図ることを目的として審査基準の一部改正を実施しました。

## 3 審査基準の一部改正の主な内容について

### (1) 太陽光発電施設の設置に係る林野庁長官通知による審査基準の改正

#### ○太陽光パネル等を設置する区域の流出係数【変更】

（現行）0.6～0.7[草地] → （改正）0.9～1.0[太陽光パネル等]

#### ○太陽光パネル等の自然斜面への設置【新設】

自然斜面に太陽光パネル等を設置する場合は、土砂の流出又は崩壊等の災害を防止するため、擁壁又は排水施設等の防災施設の設置が講じられていること。

#### ○残置森林等の割合及び配置【追加】

開発行為の目的として新たに「太陽光発電施設の設置」を設け、森林率は25%以上（残置森林率は15%以上）とする。

### (2) 林地開発許可地における違反状況を踏まえた審査基準の改正

#### ○盛土の締固め及び盛土材料の品質管理【追加】

盛土の土砂流出事故を発生させないため、施工中の締固めが十分行われていることや盛土の材料が計画と相違ないものであるかどうか、事業者が試験等で管理・確認し、県に報告する。

#### ○調節池等の設置【追加】

開発地から流出する雨水等を調節池へ流入させるため、調節池等の設置位置を事業区域の最下流部とする等、調節池へ確実に集水できる措置が講じられていること。

## 4 審査基準の一部改正の施行について

審査基準の一部改正については、事業者等への周知期間を十分確保しながら、令和3年4月1日（木）に施行する予定です。